

**テーマ** : デジタル契約書の民事訴訟法上の効力

### 民事訴訟法上の書証の証拠能力

- (1) 民訴法 228 条 1 項は「文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない。」と定めており、文書は形式的証拠力があるもののみが取り調べの対象となる。ここで言う成立の真正とは、文書の作成者と作成名義人が一致することを意味する。それ故、民事訴訟において書証を提出するときは、同時に証拠説明書を提出して作成名義人を明らかにする必要があるし、これに対して相手方は成立を争うかどうかを認否（証拠答弁）する必要がある。
- (2) 文書の成立の真正については、民訴法 228 条 2 項において公文書は真正に成立したものと推定され、私文書については同条 4 項において「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」と定められている。ここにいう「推定」は、法律上の推定であって、反証の余地がないものと解されている。したがって、同条 4 項によって真正に成立したものと見なされる文書については、その記載内容が意思として表示されていることを争えなくなる。但し、代理人作成文書において代理権を授与していない場合には、無権代理行為による文書となると解されている。

### デジタル契約書と二段の推定

- ① しかし、民訴法 228 条 4 項は、当該文書に顕出された署名又は押印が作成者本人が行ったことまでは推定しない。そこで、現行の裁判実務においては、当該署名又は押印が作成者本人の真正な印鑑等によって検出されたものであるときは、作成者の意思に基づいて署名又は押印されたものとの事実上の推定が働く（二段の推定）取扱いとなっている。このような二段の推定は、民事訴訟実務上、極めて強力な証拠法則となっており、私文書の押印の有無は形式的証拠価値に大きな影響を与えることになる。
- ② これに対して、近時、脱ハンコ文化の潮流もあり、デジタル署名ないし認証によって契約書を作成することが増加しているが、この場合、民訴法 228 条 4 項による二段の推定を利用できないだけであって、当該文書の成立の真正を契約当事者が争わないのであれば訴訟上の形式的証拠力は認められることになる。前述のとおり、証拠提出にあたって当事者の主張する作成名義人を相手方が争わないのであれば、弁論主義によって裁判所も当該証拠弁論に拘束されるからである。したがって、デジタル契約書の署名・認証システムが堅固に構築されている限り、BtoB 取引においてその効力が問題となる場面は少ないということが出来る。

### 実務上の留意点

契約書のデジタル化の方向性は不可避であると考えられるが、BtoC 又は CtoC 取引においては、デジタル契約書の署名・認証が契約者本人によってなされているという確実な証拠は確保できるシステムはない。したがって、少なくとも BtoC 又は CtoC 契約においては、当該契約書に契約当事者の署名又は押印を得て、民訴法 228 条 4 項を利用する余地を残しておいた方が、法的紛争の防止という観点からは安全であると言える。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.110 は、「遺言のデジタル化について」(24S41)の予定(2024/4 発行予定)としております。

以上